

重要事項説明書

【訪問介護相当サービス事業】

和寿園訪問介護事業所

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護相当サービス事業）重要事項説明書

当事業所が、ご契約者(以下「契約者」という)に対するサービス提供開始にあたり、事業所の概要や提供するサービスの内容等、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人和寿園
主たる事業所の所在地	丹波篠山市高屋 24 番地
代表者（職名・氏名）	理事長・細見 政利
設立年月日	昭和 32 年 4 月 1 日
連絡先	電話 079-593-0069(代) FAX079-593-0070

2 事業所の概要

事業所名	和寿園訪問介護事業所
サービスの種類	第1号訪問事業(訪問介護相当サービス事業)
事業所の所在地	丹波篠山市高屋 24 番地
連絡先	電話 079-593-0069 FAX079-593-0070
指定年月日・事業所番号	平成 18 年 10 月 1 日・「2871400509」
管理者氏名	瀧脇 大史
通常の事業実施地域	丹波篠山市

3 事業目的と運営方針

要支援状態にある契約者の心身の状況を踏まえて、可能な限り居宅等において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービスを提供することを目的とし、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、契約者の意思及び人格を尊重して、常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(訪問介護相当サービス事業)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事などの介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起居介助、排泄介助、入浴介助、食事介助、更衣介助、体位変換 服薬介助、外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、本人が自立できるように家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣類の整理など

5 営業日時

営業日	毎日 ただし年末年始(12月31日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前7時から午後8時まで 電話等によって24時間常時連絡が可能な体制をとっています。

6 事業所の職員体制

従事者の職種	勤務形態・人数
管理者	常勤 1人
サービス提供責任者	常勤 2人
訪問介護員	常勤 2.5人以上

7 サービス提供の責任者

サービス提供責任者及び管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点や要望がありましたら、お申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	細見 仁美
管理責任者の氏名	瀧脇 大史

8 利用者負担（利用料）

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に応じた基本料金の1割～3割の額です。ただし、介護予防・生活支援サービス事業の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）第1号訪問事業・訪問介護相当サービス事業の利用料

【基本部分】＊身体介護及び生活援助

＜1ヶ月単位＞

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
訪問型サービスⅠ	週1回程度の利用が必要な場合 （事業対象者・要支援1・2）	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービスⅡ	週2回程度の利用が必要な場合 （事業対象者・要支援1・2）	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービスⅢ	週2回を超える利用が必要な場合 （事業対象者・要支援2）	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額が上限であり、これが改定された場合は、これらの基本料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に基本料金を書面でお知らせします。

＊同一敷地内建物等に居住する利用者に対してサービスを行う場合、所定単位数の10%を減算します。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算要件	加算額			
		基本料金	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
初回加算	新規利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算Ⅰ （1月につき）	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言を参考にサービ	1,000円	100円	200円	300円

	計画書の作成や変更を行う。(サービス利用時または動画等で現状を確認)				
生活機能向上 連携加算Ⅱ (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言を参考にサービス計画書の作成や変更を行う。(利用者宅を訪問し、現状を確認)	2,000 円	200 円	600 円	900 円
介護職員処 遇改善加算 (Ⅰ)*	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	13.7%			
介護職員等 特定処遇加 算(Ⅰ)*	介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを取得し、かつ必要な算定要件に関して、複数の取り組みを行っている場合	6.3%			
介護職員等 ベースアッ プ等支援加 算		2.4%			

*介護職員処遇改善加算について：算定は所定単位数に加算率を乗じ四捨五入した単位数で、当該加算は区分支給限度額基準額の算定対象から除外。所定単位数は、基本報酬に各種加算減算を加えた総単位数とする。

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の自己負担額の 10%

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1 か月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービス利用月の翌月の 25 日(祝休日の場合は翌営業日)に指定口座より引き落としさせていただきます。 中兵庫信用金 各支店 丹波ささやま農協 各支店
銀行振り込み	サービス利用月の翌月の 25 日までに下記口座にお振込みください。 ・中兵庫信用金庫 丹南支店 普通預金 0176623 口座名義 和寿園特定施設入居者生活介護事業所 管理者 瀧脇大史

	・丹波ささやま農協 西紀大山支店 普通預金 0021485 口座名義 社会福祉法人和寿園 理事長 細見 政利
現金払い	サービスを利用した月の翌月の25日までに、現金でお支払いください。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他の緊急事態が起こった時は、速やかに主治医(かかりつけ医)及び家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び丹波篠山市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 079-593-0069 苦情受付窓口 担当者 サービス提供責任者 細見仁美
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	篠山市保健福祉部長寿福祉課	電話番号 079-552-6928
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

12 サービス利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供時の際、訪問介護員等は下記の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③他の家族の方に対する食事の準備などの介護や援助

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物等の提供はお断りいたします。

(3) 体調や容態の急変などにより、サービスを利用されないときは、出来る限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所へご連絡ください。

令和 年 月 日

場所

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項説明をしました。

説明者職

氏名 ⑩

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）
住所

氏名 ⑩

署名代行者
住所

本人との続柄

氏名 ⑩

事業者 住 所 兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地
法人名 社会福祉法人和寿園

理事長 細 見 政 利 ⑩

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族の個人情報については、令和 年 月 日付けの契約締結における秘密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づく予防事業サービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合
- 2 私(利用者)が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合

令和 年 月 日

和寿園訪問介護事業所

管理者 瀧脇 大史 様

利用者

住所

氏名

⑩

利用者家族

住所

氏名

⑩